平成２１年（フ）第９３６６号
大阪市西淀川区大野３丁目７番11―402号
債務者　熊野　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３７０号
大阪府枚方市桜町13番10―12号
債務者　奥田　義博
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３７３号
大阪市西成区千本北２丁目25番１号
債務者　石神美代子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８４号
大阪府東大阪市寿町２丁目１番17号　803号
債務者　田村　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１号
大阪府岸和田市藤井町２丁目24番７号セントポリア岸和田405号
債務者　藤田　輝夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０２５号
大阪府泉佐野市鶴原1946番地鶴原中央住宅７―205、前住所大阪府泉佐野市鶴原1574番地201
債務者　水本　雅美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０３１号
大阪府貝塚市三ツ松1215番地５棟305号、前住所大阪府貝塚市三ツ松2722番地26棟504号
債務者　児玉一寿子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０４６号
大阪府岸和田市加守町２丁目13番11号
債務者　田中智恵美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０４７号
大阪府岸和田市土生町1273番地の１ピアチェーレⅠ―201号
債務者　伊島亜祐美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５３号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目７番16―201号
債務者　西盛　克美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北２丁目３番28号ベルトピア忠岡北Ｂ―205、前住所大阪府岸和田市磯上町２丁目18番21号
債務者　二宮　　**巖**（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０５８号
大阪府貝塚市小瀬344番地１、前住所大阪府岸和田市土生町2294番地ネオハイツ東岸和田駅前104号
債務者　吉岡　悠基
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０６２号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１―11―３―801、住民票上の住所大阪府和泉市小田町２丁目７番８―106号
債務者　長澤　直人
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７０号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６―202号
債務者　福留美代子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７１号
大阪府和泉市池田下町1341番地の16、前住所大阪府和泉市池田下町1729番地
債務者　三井　高彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７５号
大阪府泉大津市戎町５番10号
債務者　野口　俊治
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０７６号
大阪府貝塚市久保80番地４棟405号
債務者　谷口　明美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係